

ハーグ協定に基づく意匠の国際登録制度 —ジュネーブ改正協定と平成26年改正意匠法の概要—

The Hague System for the International Registration of Industrial Designs: Outlines of the Geneva Act of the Hague Agreement and the Revision of the Japanese Design Law of 2014

渡 邊 知 子*
Tomoko WATANABE

抄録 本年5月に我が国において発効する「意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定」の概要、及び同協定加入に伴う平成26年改正意匠法の概要について、PCT及びマドプロとの比較、並びに制度利用の際に留意すべき事項を含め解説する。

我が国で「意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定」(以下「ジュネーブ改正協定」という。)が本年5月13日に発効する。併せて同日、特許法等の一部を改正する法律(平成26年法律第36号)のうち、ジュネーブ改正協定実施のための規定(平成26年改正意匠法)が施行される。これらに伴い、当該期日より我が国から直接、世界知的所有権機関(WIPO)に対する意匠の国際出願が可能となり、かつ国際出願による日本国の指定も可能となる。

ジュネーブ改正協定の締約国は、現在ヨーロッパ諸国中心だが、その状況も急速に変わりつつある。米国では我が国と同日、同協定が発効する。韓国は既に2014年7月1日に発効しており、中国、ロシア、及びカナダは近く加入が検討されている。更にASEAN諸国は2017年の加入を目指している。ここ数年で多くの日本企業にとって重要拠点であるこれらの国々が同協定に加入することにより、意匠の国際登録制度の活用機会が急増されること

が予想される。

本稿では、ジュネーブ改正協定、及び平成26年改正意匠法の概要を解説すると共に、意匠の国際登録制度の歴史、現状、他法域の国際出願・登録制度との比較、利用に際しての実務面の留意事項、並びに今後の課題と取り組み等について言及する。

1. 国際出願・登録制度の意義

グローバルな知的財産権の活用は、各国制度の相違に加え、先ず、権利取得までの各国官庁毎に行う手続きの煩雑さにより、多大な費用と労力を要する。一方、ビジネス分野及び企業の規模に関係なく、グローバルなマーケットでの競争は益々激化している。仮に製品導入当初は日本国内のマーケットに限定された製品でも、その後マーケッ

* 弁理士、渡邊知子国際特許事務所
Patent Attorney, WATANABE TOMOKO
INTERNATIONAL PATENT OFFICE

トが海外へ拡張される、または海外生産を開始する等の状況変化が、早々に訪れる事も多い。実際過去 10 年間における日本企業による外国への意匠出願件数は約 2 倍に増加している¹。海外展開の具体的な計画が策定される前であっても、ビジネスの将来展開を予測し、出願等の必要な手段を講じておかないと、思わぬ損失に見舞われる場合がある。

限られた予算の中で、必要な出願国を選択し、かつ状況に応じた出願を的確に行う事は必ずしも容易ではないが、知的財産権無しにビジネスを継続するのは更に困難だ。

国際制度の活用により、少なくとも権利取得までの手続きの煩雑さ及び費用負担が軽減されるメリットは大きく、海外における権利活用が促進されれば、それにより齎されるトータルな経済効果は大きいものと予想される。

必要な出願を適切に行って取得した権利は、強固なビジネスを確立するための基盤となる。権利取得によりオリジナリティーを証明し、かつ競合他社の参入を阻む権利取得の意味は大きい。

ハーグ協定は、特に「簡便な手続き」と「低廉な費用」による意匠権の取得をメリットに掲げており、我が国のジュネーブ改正協定加入により、我が国の製品デザインがグローバルなマーケットにおいて適切に保護され、活用の促進に繋がる事が期待される。製品を差別化するためにはデザインの活用が不可欠であり、優れたデザインは製品価値を高める。

2. ハーグ協定の歴史

意匠の国際制度としてのハーグ協定の歴史は古く、1928 年に発効された「意匠の国際寄託に関するハーグ協定²」に始まる。現在ハーグ協定には 3 つのアクト（協定）が併存している。我が国が加入するジュネーブ改正協定は、1999 年に作成され

た「意匠の国際登録に関するハーグ協定、ジュネーブアクト（The Hague Agreement Concerning the International Registration of Industrial Designs, Geneva Act of July 2, 1999）」³である。他に、1934 年ロンドンアクト⁴と 1960 年ハーグアクト⁵がある。ロンドンアクトの出願は 2010 年以降凍結しているため、現在出願可能なアクトは、ジュネーブアクトとハーグアクトである。当然の事ではあるが、我が国はジュネーブアクトに加入するので、ジュネーブアクトに未加入のハーグアクト加盟国にはハーグシステムを利用した国際出願をする事は出来ない。

国際制度の加入時期を他法域の国際協定と比較すると、我が国は 1978 年に特許協力条約（以下「PCT」という。）、2000 年に商標の国際登録に関するマドリッド協定議定書（以下「マドプロ」という。）に加入している。

早くから意匠の国際協定が存在したにもかかわらず、三法の中で意匠の加入が大幅に遅れた理由として、各国の意匠制度の相違が大きい点が挙げられる。最も大きな相違は、日本や米国のような、新規性を含む実体審査を行う国（以下「実体審査国」という。）と、ヨーロッパ諸国を中心とした、新規性を含む実体審査を行わない国（以下「非実体審査国」という。）に大別される点である。その他にも、意匠の保護対象、一出願中に含めることのできる意匠数、図面の描き方、及び部分意匠制度の有無等、様々な相違点がある。意匠制度がこれほど各国ごとに異なる理由として、意匠（デザイン）に対する考え方がその国の文化的な要素と深く関わり、産業財産権でありながら、著作権的な面を併せ持つ点に起因すると考えられる。加えて、長期にわたり制度のハーモナイゼーションに着手してこなかった点も大きい。

ハーグ協定は、国際寄託制度からスタートし、

非実体審査国における国際意匠登録制度として発展して来た歴史的な背景がある。現在は、実体審査国加入のための改正がなされたジュネーブ改正協定により実体審査国も加入しているが、厳格な実体審査を行っている国にとって、ハーグ協定加入のための国内法の改正、及び国際事務局との調整等の負担は大きく、加入への足かせとなっている。

3. PCTシステム及びマドプロシステムとの比較

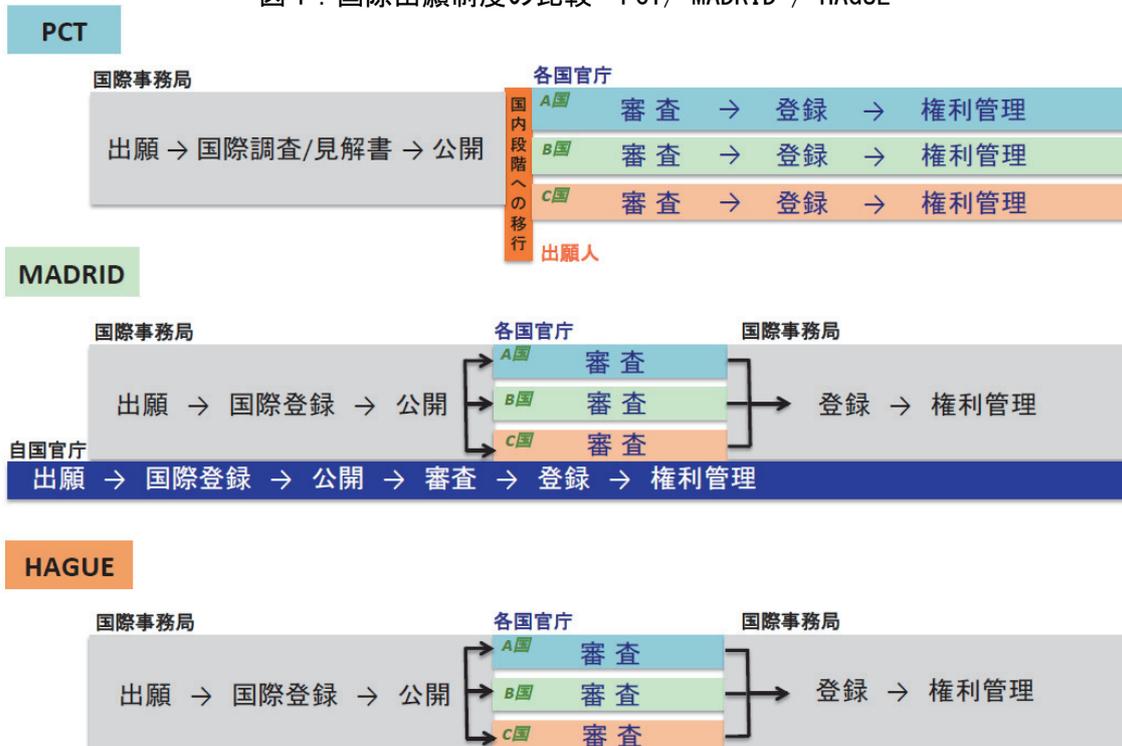
次に、ハーグ協定に基づくシステム（以下「ハーグシステム」という。）を PCT 及びマドプロのシステムと比較する。3 システムは全て WIPO が管理する条約に基づき運用されているが、それぞれに共通点と相違点がある【図 1】。

PCT は国際事務局への一出願により、全ての締約国への同時出願と同等の効果を得ることができる。出願後、国際調査報告書及び見解書が出願人へ送付され、国際公開される。その後出願人はこ

れらの結果を参考に、国内段階へ移行する国を選択し、移行する。この段階で指定国が選択される。国内段階へ移行した出願は、移行各国で審査が行われ、登録又は拒絶となる。国内段階への移行後は、各国へ直接出願した場合と同様の手続きとなる。つまり、PCT は国際出願システムであり、国際事務局は登録、及び権利管理には関与しない。国内段階の前に国際段階が付加されるのが、PCT システムの特徴である。国際出願により国際段階という、いわば猶予期間が与えられるため、出願人は当該期間内に権利取得を必要とする国を選択すれば良い。当該期間は多くの場合 30 ヶ月あるため、国際調査及び見解書の結果に加え、技術動向やビジネス環境などを見極めながら国を選択する事が出来る。新規性を登録要件とする特許制度において当該猶予期間を享受できるメリットは大きい。

マドプロは、PCT とは異なり、国際事務局が出願だけでなく、登録及び権利の管理も行う、国際出願・登録システムである。指定国の選択を伴う

図 1：国際出願制度の比較 PCT/ MADRID / HAGUE



国際事務局への出願後、書式に問題がなければ全て国際登録され、公開される。その後出願人による手続き無しに、当該国際登録の写しが国際事務局から指定国へ送付され、各指定国において審査が行われる。国際登録は審査に着手される前の形式的な登録に過ぎない。そして、審査及び異議申し立て期間を通過し、実質的に登録された権利の管理も国際事務局で行われる。また、拒絶通報期間が定められているため、オフィスアクション無しに当該期間が経過すると、自動的に権利が発生する。出願された商標は、基本的に一貫して国際段階におかれ、審査のみ各指定国で行われる、つまり国際事務局が審査を各指定国へ委託しているようなイメージである。

また、PCTとの大きな相違点として、自国⁶にお

ける基礎出願または登録がなければ、マドプロを利用することはできない。基礎出願または登録が失効すると、国際登録も失効する（セントラルアタック）。自国における出願または登録を他国へ拡大していくのがマドプロの特徴である。事後指定も可能なため、時間的制限を受ける事無く、同一商標の登録地域を拡大することができる。

これら2つの国際システムとハーグシステムを比較すると、基礎出願または登録が不要なマドプロシステムと言える。3つの中で最もシンプルな国際出願・登録システムである。

他方、日本のように出願形式、及び登録要件が厳しい国を指定する場合、国際出願された意匠であっても国内出願の意匠と同等に扱われるため、保護対象となる意匠、図面等の出願形式、及び登

表 1: ジュネーブ改正協定 締約国

	Country	地域	公表の延期(月)	拒絶通報期間(月)	最長保護期間(月)
1	Albania	E	30	6	15
2	Armenia	E	30	6	15
3	Azerbaijan	E	30	6	15
4	Bosnia and Herzegovina	E	30	6	25
5	Botswana	AF	30	6	15
6	Brunei Darussalam	AF	12	6	15
7	Bulgaria	E	30	6	25
8	Croatia	E	12	6	25
9	Denmark	E	6	6	25**
10	Egypt	AF	30	6	15
11	Estonia	E	12	6	25
12	European Union	E	30	6	25
13	Finland	E	6	12	25**
14	France	E	30	6	25
15	Georgia	E	30	6	15
16	Germany	E	30	6	25
17	Ghana	AF	30	6	15
18	Hungary	E	—	6	25
19	Iceland	E	—	12	25
20	Kyrgyzstan	E	30	12	15
21	Latvia	E	30	6	25
22	Liechtenstein	E	30	6	25
23	Lithuania	E	30	12	25
24	Monaco	E	—	6	50
25	Mongolia	AS	30	6	***

26	Montenegro	E	30	6	25
27	Namibia	AF	30	6	15
28	Norway	E	6	6	25
29	OAPI	AF	12	6	15
30	Oman	AS	30	6	15
31	Poland	E	—	6	25
32	Republic of Korea	AS	30	12	20
33	Republic of Moldova	E	30	12	25
34	Romania	E	30	12	25
35	Rwanda	AF	30	6	***
36	San Tome and Principe	AF	30	6	15
37	Serbia	E	30	6	25
38	Singapore	AS	—	6	15
39	Slovenia	E	12	6	25
40	Spain	E	30	12	25
41	Switzerland	E	30	6	25
42	Syrian Arab Republic	AS	12	12	15
43	Tajikistan	AS	30	6	15
44	The Former Yugoslav Republic of Macedonia	E	30	6	25
45	Tunisia	AF	30	6	15
46	Turkey	AS	30	12	25
47	Ukraine	E	—	6	15

地域 E: Europe, AF: Africa, AS: Asia
 公表の延期 —: 延期を認めていない
 最長保護期間 ** スペアパーツは15年
 *** 未だ保護期間の宣言がされていない

録要件を各国法に合致させる必要が生じる。つまり、ハーグルートの出願であっても、各国への直接出願同様、予め各国の法制度にある程度合致した出願を行う必要がある。仮にそれを行わなかった場合、何らかのオフィスアクションが通知される可能性は高くなる。最も危惧されるのは、補正によるオフィスアクションの撤回が不可能なケースだ。

マドプロシステムにおいて基礎出願または登録が義務づけられているのは、単一性の思想が原点にある事に由来すると考えられる。一方、ハーグシステムでは、一出願に複数意匠を含める事が出来ることもあり、国際登録された意匠が同じ国際登録番号の中で複数混在することになるため、管理は複雑になる。また、実体審査国を指定した場合は、権利発生状況も意匠ごとに異なる可能性がある。

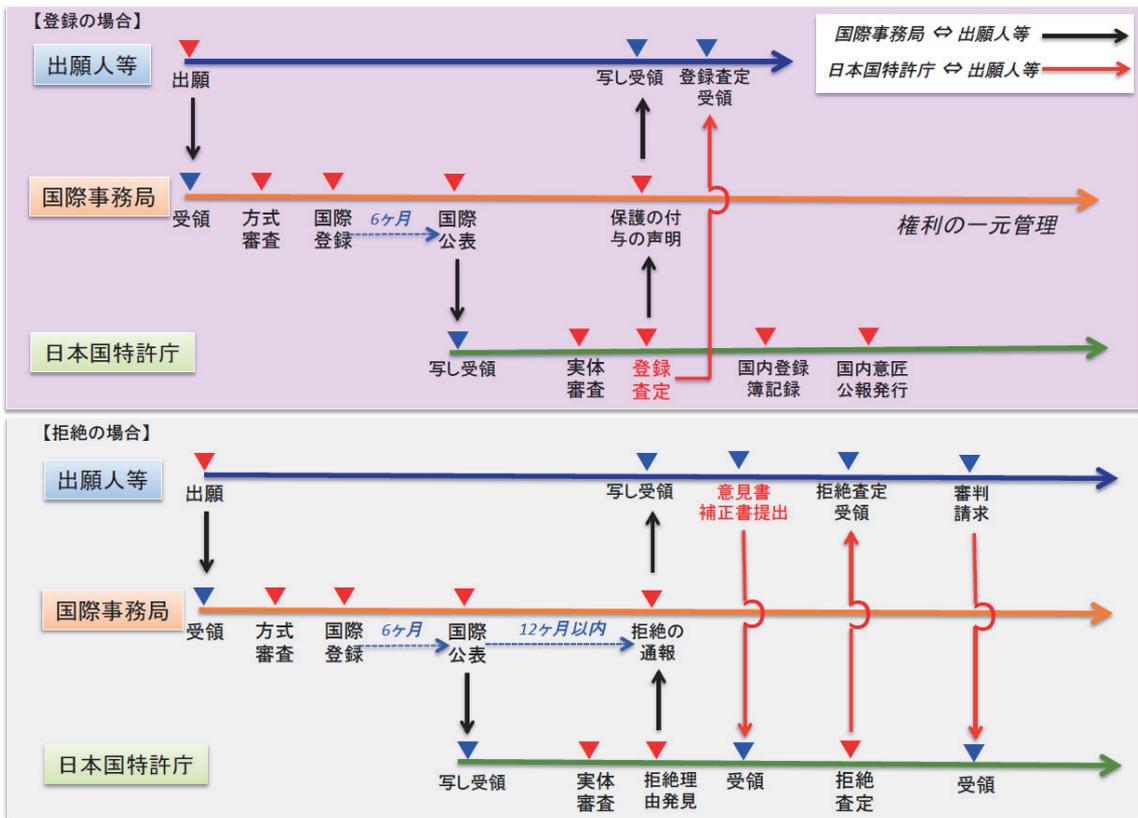
締約国数を比較すると、ジュネーブ改正協定は現在、EU⁷及びOAPI⁸含め47カ国、EU、OAPIに含まれる国数をカウントすると76カ国である【表1】。60%以上をヨーロッパの国が占めている。一方、PCTは148カ国、マドプロは91カ国である。国際出願の利便性向上には、締約国数の増加が不可欠だ。

2013年の統計によると、ハーグ協定に基づく国際意匠出願1件あたりの平均指定国数は、約5カ国である。

4. 国際意匠出願の概要

ジュネーブ改正協定加入により、日本国民又は日本国内に住所若しくは居所（法人は営業所）を有する外国人は、国際意匠出願が可能となる。国際意匠出願には、以下のような特徴がある【図2】。

図2: 日本を指定国とする国際出願の流れ



上図は実体審査の結果、登録査定が通知された場合を表す。
 下図は実体審査の結果、拒絶通報を受け、意見書を提出後、拒絶査定となり、審判請求した場合を表す。

(1) 単一出願による締約国の指定

出願は、電子出願または紙出願により、直接、国際事務局に対し行う（直接出願）が、日本国特許庁を経由して出願する（間接出願）こともできる。単一の出願による締約国の指定により、複数国に同時出願が可能。自己指定が可能であり、基礎出願は不要。

(2) 国際出願日

直接出願は、国際事務局が出願を受理した日、間接出願は日本国特許庁が受理した日が国際出願日となる。

(3) 言語

願書の記載は、英語、スペイン語又はフランス語のうち、いずれかの単一言語に限られる。

(4) 複数意匠一括出願

最大 100 の意匠を一出願に含める事ができる。ただし、ロカルノ協定に基づく国際分類の同一クラスの意匠に限られる。

(5) 国際意匠分類

国際意匠分類は、意匠の国際分類を定める条約、ロカルノ協定により定められている。32 のクラス（類）、219 のサブクラス（小類）から構成されている【表 2】。

一出願に含める事が出来る意匠は、クラスが同一であれば、サブクラスが異なっても良い。

32 のカテゴリーは大枠であるため、異なる物品の出願を一出願で行う事が出来る。

例えば、図 3（15 ページ）は 7 類の国際意匠登録である。様々な形状のカップやグラスの他、ポ

表 2: ロカルノ分類リスト

Class	Title	Class	Title
1	食料品	17	楽器
2	衣料品及び小間物類	18	印刷機械及びオフィス用機械
3	旅行用品、ケース、パラソル及び身の回り品、他で明記されていないもの	19	文房具及びオフィス機器、画家の材料及び教材
4	プラシ製品	20	販売及び広告機器、表示具
5	繊維製品、人造及び天然のシーツ材料	21	ゲーム、玩具、テント及びスポーツ用品
6	家具	22	武器、火薬製品、狩猟、漁猟及び害獣駆除のための物品
7	家庭用品、他で明記されていないもの	23	流体供給装置、衛生用、暖房用、換気用及び空調用の機器、固体燃料
8	工具及び金物類	24	医療器具及び実験室用器具
9	商品の輸送又は処理のためのパッケージ及び容器	25	建築ユニット及び建設部材
10	時計、携帯時計及びその他の計測器具、検査器具及び信号器具	26	照明機器
11	装飾用品	27	煙草及び喫煙者の消耗品
12	輸送又は引き揚げの手段	28	医薬品及び化粧品、化粧用品及び化粧道具
13	電気の発電、供給又は変流のための器具	29	火災防止用、事故防止用及び救助用の装置及び器具
14	記録、通信又は情報検索の機器	30	動物の世話及び扱い用の物品
15	機械、他で明記されていないもの	31	飲食物を調理するための機械及び器具、他で明記されていないもの
16	写真撮影機器、映画撮影機器及び光学機器	32	グラフィックシンボル、ロゴ、表面模様及び装飾

ール、レモン絞り、食品容器に至るまで、異なる物品のデザインが計 42、一出願中に含まれている。

表 3:ロカルノ分類 クラス別出願件数トップ 5

(2013 年)

No	Class	Title
1	9	商品の輸送又は処理のためのパッケージ及び容器
	10	時計、携帯時計及びその他の計測器具、検査器具及び信号器具
3	6	家具
4	12	輸送又は引き揚げの手段
5	7	家庭用品、他で明記されていないもの

出典:Hague Yearly Review 2014

(6) 代理人

国際事務局に対する代理人の選任が可能。

(7) 国際登録

通常、出願は国際事務局で方式審査のみ行われ、国際登録（国際登録簿へ記録）される。国際登録日は通常、国際出願日と同日である。

(8) 国際公表

通常、国際登録から 6 ヶ月程度で International Designs Bulletin にて国際公表（オンライン公開）される。公表により国際登録が指定国へ通知される。

(9) 公表の延期

ジュネーブ改正協定では、出願日または優先日から最大 30 ヶ月国際公表を延期する事が出来る。公表を延期した場合は (8) に記載の通り、指定国に対する通知も同様に延期される。

公表の最長延期可能期間は、締約国により異なるため注意が必要だ【表 1】。複数国を指定して公表の延期を請求した場合、最短の延長期間が採用される。延期を認めない国を指定した場合、延期

は認められない。

また、即時公開の請求も可能。国際登録から 1 ヶ月程度で公表される。

(10) 実体審査

方式審査は国際事務局が行い、実体審査は、各指定国により行われる。

(11) 拒絶通報

拒絶については、国際公表から所定の期間（6 ヶ月または 12 ヶ月以内）に、各指定国が国際事務局へ通報しなければならない。通報なく期間が経過した場合、自動的に指定国における実質的な登録の効果が生じる。拒絶通報期間は、原則 6 ヶ月、実体審査または異議申し立て制度を採用している国のみ 12 ヶ月が認められる【表 1】。

最初の拒絶通報は、国際事務局経由で出願人、または代理人を選任した場合は代理人（以下「出願人等」という。）へ通知される。2 回目以降は、指定国官庁から直接、出願人等へ通知される。

(12) 手数料の一括納付

出願時に、国際事務局に対し、指定国手数料を含め、スイスフラン建てで一括納付する。指定国における権利発生時の登録費用も含まれているため、出願が取り下げられた場合等は一部返還請求する事ができる。

(13) 更新登録

5 年毎の更新登録。最長権利期間は締約国により異なり、最短 15 年。多くの国が 15 年、20 年、25 年のいずれかである【表 1】。

(14) 権利の一元管理

国際登録は国際事務局で一元管理される。従っ

て、権利の更新、名義人の変更などの手続きは、国際事務局に対して行えばよく、各指定締約国に対する個別の手続きは不要。

5. ジュネーブ改正協定加入に伴う平成26年改正意匠法の概要

協定加入に伴う改正は、以下に大別される。

- ◇出願人が日本国特許庁を窓口として国際出願するための規定の整備（間接出願）
- ◇日本国を指定締約国とする国際出願について、我が国における審査等の手続きを国内出願と同等に行うための規定の整備

改正の具体的な内容は、以下の通りである【表4】。

表4: 日本を指定国とする国際出願への対応

間接出願	○	送付手数料 3,500 円を別途日本国特許庁へ納付
複数意匠を含む出願	○	意匠ごとにされた意匠とみなす
公表の延期	○	最長 30 ヶ月
新規性喪失の例外	○	申請: 出願時に国際事務局へ、または国際公表から 30 日以内に日本国特許庁へ提出 証明書: 国際公表から 30 日以内に日本国特許庁へ提出
優先権主張	○	証明書: 国際公表から 3 ヶ月以内に日本国特許等へ提出
部分意匠	○	
関連意匠	○	認定される出願日注意
秘密意匠	×	
公報の発行	○	
原簿の管理	○	
自己指定	○	
補償金請求権	○	
国際分類	○	日本意匠分類と併用

(1) 複数意匠一括出願への対応

日本の意匠制度とジュネーブ改正協定の最大の相違が、日本は一意匠一出願に対し、ジュネーブ改正協定では複数（最大 100）意匠を一の出願に含めて出願できる点である。

改正法により、二以上の意匠を包含する国際出願については、意匠ごとにされた意匠登録出願とみなされる。

(2) 出願日の認定

我が国を指定国とする国際出願は、国際登録の日にされた意匠登録出願とみなされる。ただし、国際公表により国際登録が指定国へ通知されるため、国際公表されたものに限られる。従って公表の延期などにより国際公表が遅れる場合、出願とみなされる時期が遅れることになる。

(3) ロカルノ分類

意匠の国際分類を定める国際条約である「ロカルノ協定」は、我が国では 2014 年 9 月に発効した。以前から、意匠公報に日本意匠分類とロカルノ分類を併記しているが、今後も併用される。

(4) 補償金請求権制度の創設

我が国の意匠法では、設定登録後、意匠公報が発行されるが、国際意匠出願は審査に着手される前に国際公表されるため、公表による模倣リスクが発生する。この点に対応するため、特許法に倣い、補償金請求権が導入される。

補償金請求権は、国際公表から設定登録までの間に、公表意匠又はこれに類似する意匠を業として実施したものに対する実施料相当額の補償金の支払い請求を認めるものである。

権利行使は、国際公表後に、国際公表された意匠を記載した書面を提示して警告した場合、また

は相手方が国際公表された意匠であることを知りながら実施した場合、に限り認められ、設定登録後に行う。

(5) 秘密意匠の扱い

国際意匠出願は、国際公表が必須であるため、秘密意匠の請求はできない。

(6) 部分意匠、関連意匠の扱い

部分意匠、及び関連意匠共に国内出願と同様に扱われるが、例えば国際出願と国内出願との間に関連意匠が存在する場合、出願日と認定された日が先の意匠が本意匠となるため、注意が必要になる。

(7) 国内公報

国際出願についても、国内出願と同様の登録意匠公報が発行される。

(8) 国内原簿

国際出願に基づく意匠権も、国内原簿に記載される。ただし国際登録簿と国内登録簿の記載事項は同一ではない。意匠権の移転、及び存続期間満了以外の理由による意匠権の消滅は、国際登録簿が原本となり、国内原簿にこれらの事項も記載されるが、国際登録簿の複製として扱われる。

また、専用実施権の設定、及び質権の設定に関しては、国際原簿に記載できないため、国内原簿により管理される。

6. 国際意匠登録制度活用にあたっての留意事項

(1) 拒絶意匠公開への対応

国際意匠登録制度を活用するにあたって最も懸念されるのが、日本のような実体審査を行っている締約国を指定し、審査の結果拒絶となった場合

に生じる。出願意匠は公知意匠として公開され続ける事になり、かつ審査結果は WIPO のホームページで容易に閲覧可能である。仮に第三者が当該意匠を無断で利用しても対抗する手段が無い。

加えて、競合会社の登録意匠を引用意匠として拒絶された場合、当該内容も公開されるため、当該事実に起因して係争事件へ発展するリスクが生じる点である。審査の判断と侵害訴訟における裁判所の判断は、結論が必ずしも一致する訳ではないものの、リスクとして予め認識しておく必要がある。

対策として、日本国特許庁では国内出願と国際出願の併用を伴う、以下の方法を紹介している。

①先に日本へ国内出願を行い、審査結果であるファーストアクションを確認してから、登録可能性の高い意匠について、他国へ国際出願を行う。

②日本を指定国に含む国際出願を行い、国際公表の延期を申請し、最大 30 ヶ月延期期間内に、国際出願の意匠に類似する意匠を日本へ国内出願し、審査結果から国際出願を本意匠とする関連意匠としての登録可能性を確認する。

上記①では、先の国内出願のファーストアクションが 6 ヶ月以内であれば、国際出願はパリ条約に基づく優先権を活用する事ができる。

いずれにしても、国際出願における指定国の選択には注意が必要である。国際出願で自己指定は可能なものの、場合によっては国際出願と国内出願を組み合わせる等、戦略的な出願も必要となる。

他方、実体審査国で登録になった場合、同時に非実体審査国を指定していれば、非実体審査国での権利活用がしやすくなるメリットも考えられる。

表5: ハーグ協定に基づく国際意匠出願件数・意匠数 (2013)

出願件数	前年比(%)	意匠数	前年比(%)
2,990	+14.8	13,172	+5.8

出典: Hague Yearly Review 2014

(2) 複数意匠一括出願への対応

ハーグ協定に基づき登録されている国際登録を見ると、一件に含める意匠数は様々である。2013年の統計によると、国際意匠出願1件あたりの平均意匠数は4.4意匠である(表5)。

2013年の出願件数がトップの出願人はスウォッチ社(SWATCH)⁹だが、同社は基本的に一出願に一意匠しか含めていないようだ。一方、一出願中に、物品の異なる意匠も含め、多くの意匠が含まれる登録【図3】がある。その他、同じ意匠をベースに、全体意匠と異なる部位を請求する複数の部分意匠を含めた登録【図4】、背景の色などを変更した複数のバリエーション意匠を含めた登録【図5】など、様々なものがある。

図3: 国際登録番号 DM/083 701

(73)¹² ARC INTERNATIONAL

(54)¹³ 1.-2. Cups; 3. Small bowl; 4.-5. Drinking glasses; 6. Cup;

27.-28. Cups; 29. Drinking glass; 30. Ice cream bowl; 31. Cup; 32. Food container; 33. Bowl;

34. Citrus fruit squeezer; 35. Stemmed glass; 36.-39. Food containers;



公報からの抜粋

一出願中に多くの意匠を含めた場合、権利者にとっても当然管理は複雑になる。同一の物品に限る、またはデザインの関連性のある意匠を一出願にまとめる等、後々管理しやすい出願を行うことも肝要である。

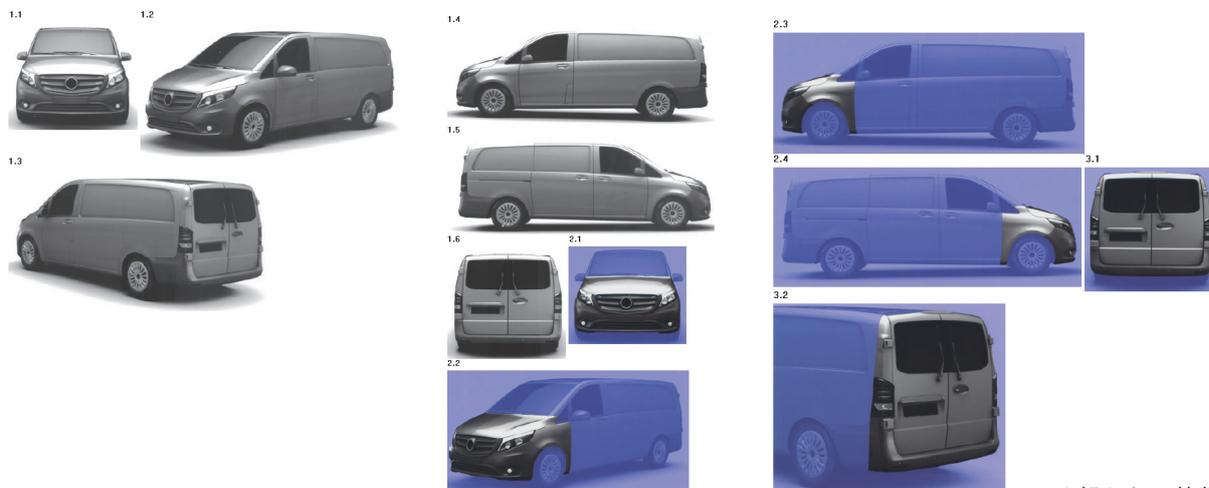
(3) 指定国の方式要件への対応

単一の出願が国際出願のメリットであるが、上記3.に記載したように指定国毎の記載要件の相違に予め対応した、国際出願が必要なケースが考えられる。国際出願後、各国で行われる審査時に補正で対応する方法が、一般的に考えられるが、補正が難しい、または補正により同時に指定した他国への出願に影響を及ぼす場合も考えられるため、予め注意が必要だ。

USPTO¹⁰は、ハーグ出願に対応するための最終規定を近く発表するとしているが、現段階(2015年2月17日現在)では、9つの宣言が含まれることが公表されている¹¹。その中には、公表の延期を認めない、一出願に一意匠のみ、及び登録から

図 4: 国際登録番号 DM/083 095

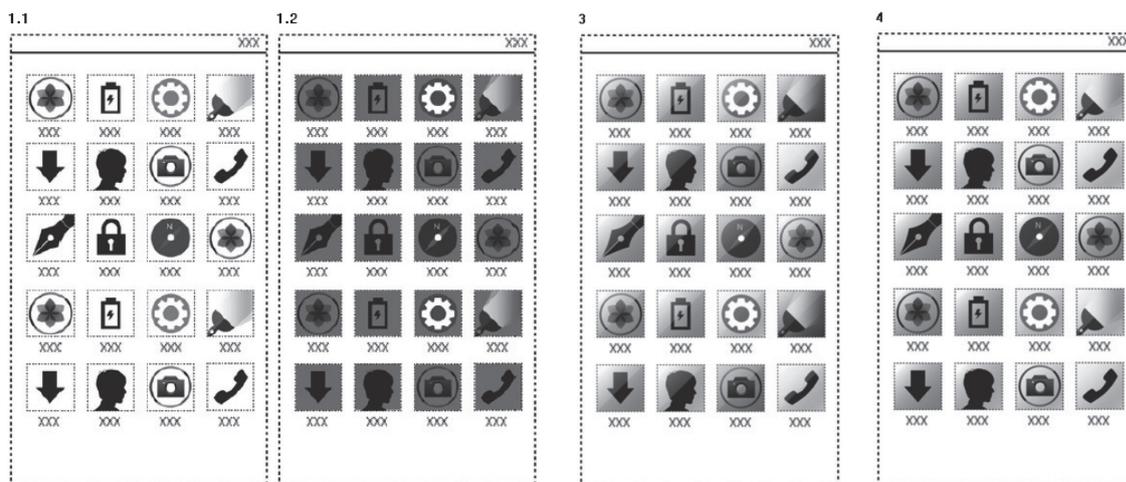
- (73) DAIMLER AG
- (54) 1.-3. Vehicles
- (57)¹⁴ The blue marked parts of designs 2 and 3 are not coming into the scope of the industrial design (disclaimer)



公報からの抜粋

図5: 国際登録番号 DM/084 929

- (73) LENOVO (BEIJING) CO., LTD.
- (54) 1.-9. Graphical user interfaces for display screens or portions thereof



公報からの抜粋

最大 15 年の保護などが含まれる。保護期間を従来の 14 年から 15 年に延長する法改正は既に行われているが、他の点については決定を注視したい。

7. データベースの活用

国際事務局は利便性強化のため、急ピッチでデータベースの構築、整備を行っている。ハーグシ

ステム関係のデータベースとしては、現在以下の 3 種がある。いずれも WIPO ホームページから閲覧可能である。

International Designs Bulletin は、国際意匠公報の閲覧が可能であり、新たな国際登録、更新、及び存続中の国際登録の変更に関する公開を行っている。公報は週に一度、金曜日に発行される。

Hague Express Database は、国際登録に関する各種検索が可能である。指定国、ロカルノ意匠分類、及び名義人の締約国などを選択した絞り込み機能を有し、案件毎に指定国の登録又は拒絶などの詳細情報を表示する事も出来る。

Global Design Database は、2015年1月から新たに提供を開始したデータベースである。現在、ハーグ協定に基づき登録となった意匠、並びにカナダ及びニュージーランドの登録意匠を検索する事が出来る。今後、他の国のデータベースも追加される事が予想される。

8. 今後の課題と取り組み

ハーグ協定は複数国への一括出願を可能とし、かつ登録後も国際事務局による権利の一元管理という、手続きの簡素化と経費削減を目的とした条約であり、各国意匠制度の統一化をめざすものではない。

しかし、協定加入を契機に、各国制度の相違について、議論が促進される事が望まれる。将来のハーモナイゼーションに繋げるためにも相違を明らかにすることは重要だ。新規性を含む実体審査の有無については、どちらか一方に統一する事は難しいと考えられる。なぜならば、それぞれメリットとデメリットが有り、一概には決められないからだ。どちらの制度を採用している国にとっても、長期間多くの自国ユーザーに利用されている制度であれば、なおさら、それを超える変更メリットを見いだすのは難しい。しかし、例えば出願形式、及び新規性を含む実体審査の判断基準等について、もっと議論されても良いのではないだろうか。相互の共通点や相違点を明らかにすることにより、ユーザーに対する情報提供等のサービス、延いては今後の制度設計、運用に活かされる事が期待される。知財活用の促進には、シンプルな

制度設計が求められる。

ハーグ協定加入により、PCT及びマドプロも含めた国際制度の活用、及び国際制度と国内制度の併用など、より広域かつ多角的な知財の構築が可能となる。選択肢が広がった分、どのような出願・登録を行うのが最も望ましいのか、戦略的な出願が求められる。そのためには、官民共に国内外のユーザーニーズに合致した知財サービスの向上及び充実を図る必要がある。

グローバルな社会において、デザインは言語に頼ることなく、ユーザーと製品、またはサービスを結びつける有効な手段である。今後、様々な場で益々デザインを活用したコミュニケーションが拡大されることが予想される。グローバルな社会を知財の側面から支援すべく、我が国のデザイン保護制度もより充実させていく必要がある。そのための取り組みが、ハーグ協定加入を契機に促進し、デザインが知的財産として更に活用され、延いては創造的なデザインの創作奨励に繋がる事を期待したい。

注)

- ¹ 国際協定への加盟に向けた意匠制度の在り方に関する調査研究 (2012)
- ² Hague Agreement Concerning the International Deposit of Industrial Designs
- ³ 1999Actとも示される
- ⁴ 1934Actとも示される
- ⁵ 1960 Actとも示される
- ⁶ 本社、支社等、居所所在国であれば良い
- ⁷ European Union (欧州連合)
- ⁸ African Intellectual Property Organization (アフリカ知的財産機構)
- ⁹ Hague Yearly Review 2014 (WIPO)
- ¹⁰ United States Patent and Trademark Office (米国特許商標庁)
- ¹¹ "Expansion of the Hague System – Update on the United States" David R. Gerk, Patent Attorney, June 19, 2014
- ¹² (73) Name and address of holder (なお記載では住所は省略している)
- ¹³ (54) Indication of products
- ¹⁴ (57) Description of the characteristic features of the designs, or matter for which protection is not sought